

○後志広域連合財政状況の公表に関する条例

平成19年 6 月 8 日
条例第30号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定による財政に関する事項（以下「財政状況」という。）の公表に関しては、この条例の定めるところによる。

(公表の時期)

第2条 財政状況の公表は、毎年5月及び11月に行うものとする。

- 2 天災その他避けることのできない事故により、前項の期日に財政状況を公表することができないときは、広域連合長は、事故の止んだときから1月以内において、その期日を定めてこれを公表しなければならない。

(公表の内容)

第3条 前条第1項の規定により5月に公表する財政状況においては、前年の10月1日からその年の3月31日までの期間における次に掲げる事項を掲載し、かつ、財政の動向及び広域連合長の財政方針を明らかにするものとする。

- (1) 収入及び支出の概況
 - (2) 住民の負担の状況
 - (3) 財産、公債及び一時借入金の現在高
 - (4) その他広域連合長において必要と認める事項
- 2 前条第1項の規定により11月に公表する財政状況においては、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項及び前年度の決算状況を掲載するものとする。

(公表の方法)

第4条 財政状況の公表は、後志広域連合条例等の公布等に関する条例（平成19年後志広域連合条例第1号）第2条第2項に定める掲示場に掲示して行う。

- 2 財政状況は、前項の規定によるほか、公表の日から6月間は、後志広域連合事務所において閲覧することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、財政状況の公表について必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日からこれを施行する。